

# 社会福祉法人 博寿会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性職員が就業を継続し活躍できる職場環境の整備を行い、延いては全ての職員が働きやすい職場環境でその能力を十分発揮できるようにするため、次の行動計画を策定する。

### 1. 行動期間

2022年4月1日 ～ 2027年3月31日までの5年間

### 2. 目標と取り組み内容

#### 【目標 1】

女性の育児休暇取得率100%の維持と対象となる男性職員の子育て目的の休暇の取得率20%を目指す。

#### <対策>

- ・女性職員の育児休業取得率100%を維持するために、産休・育休復帰者が復帰しやすい職場環境の整備に努める。
- ・男性職員についても出産育児関連の休暇を周知し取得し易い職場環境を整える。

#### (取り組み内容)

- ・2022年4月～ 妊娠、出産、育児等に関する産前産後休業や育児休業などの支援制度についての情報を収集しリーフレットを作成する。
- ・2022年8月～ 全体会議や作成したリーフレットを配布し周知する。

#### 【目標 2】

常勤職員一人当たりの年次有給休暇取得率を50%に引き上げる。

#### <対策>

- ・法定年5日取得以上の個別の取得に向けて啓発活動を図る。

#### (取り組み内容)

- ・2022年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
- ・2022年9月～ 取得状況を集計し取得推進について職員に周知する。
- ・2023年4月～ 計画的取得(バースデイ休暇など)を実施する。